

記入例

第8号様式

相続人代表者指定届 兼固定資産現所有者申告書

市民税・県民税・森林環境税
軽自動車税(種別割)
固定資産税・都市計画税

相模原市長 あて

令和6年4月1日

届出人 住所 相模原市中央区中央2-11-15
ふりがな さがみ いちろう
氏名 相模 一郎
(電話番号 042 - 754 - 1111)

次のとおり、被相続人に係る納税及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第9条の2第1項の規定に
に申 **被相続人宛の納税通知書等の書類を受け取っていただく方を代表者に記載してください。**

被相続人	亡くなった方の氏名		亡くなった方の住所		死亡年月日	
	ふりがな	氏名	〒	住所	被相続人からみた続柄	相続分
代表者	ふりがな	さがみ たろう	〒	252 - 5277	配偶者(子) その他 ()	1 / 4
	氏名	相模 太郎	〒	相模原市中央区中央2-11-15		
	ふりがな	さがみ いちろう	〒	252 - 5277	配偶者(子) その他 ()	1 / 4
	氏名	相模 一郎	〒	相模原市中央区中央2-11-15		
生年月日	昭和50年 1月 1日					
相続人(現所有者)	ふりがな	さがみ はなこ	〒	252 - 5277	配偶者・子 その他 ()	1 / 2
	氏名	相模 花子	〒	相模原市中央区中央2-11-15		
	ふりがな	さがみ じろう	〒	252 - 5177	配偶者(子) その他 ()	1 / 4
	氏名	相模 二郎	〒	相模原市緑区西橋本5-3-21		
代表者以外	ふりがな	-	〒	-	配偶者・子 その他 ()	/
	ふりがな	被相続人に固定資産のある場合のみご記入ください。		〒	配偶者・子 その他 ()	/

相続分の欄は確定している場合のみご記入ください。

相続登記の予定の有無 完了済(年 月 日登記済) 予定あり(6年 12月頃) 当面の間予定なし

- 届出にあたっての留意点
- ※届出人及び代表者の本人確認ができる書類の提示または写しを添付してください。【運転免許証、旅券、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳等】
- ※表題に提示している税目全てを対象に該当するものに適用させていただきます。税目により、別の相続人を代表者として指定したい場合には、各担当課にお問い合わせください。
- ※被相続人に固定資産の所有がある場合に「固定資産現所有者申告書」を兼ねたものとして取扱います。
- ※相続人本人の署名が困難な場合、本人の了承を得いただければ代筆でも構いません。
- ※相続人欄が足りない場合は裏面にご記入ください。
- ※相続放棄をした場合には、家庭裁判所が発行する「相続放棄受理通知書」の写しを必ずご提出ください。
- ※遺言により法定相続人以外の方が相続される場合には、遺言書の写しをご提出ください。
- ※相続人が法人である場合は、氏名欄に併せて法人番号をご記入ください。

お問い合わせ先

- | | | |
|---------------------|------------|-----------------|
| 1 市民税・県民税・森林環境税について | 市民税課 賦課班 | 電話 042(769)8221 |
| 2 軽自動車税について | 市民税課 諸税証明班 | 電話 042(769)8297 |
| 3 固定資産税・都市計画税について | 資産税課 賦課班 | 電話 042(769)8223 |

市税の納税義務者がお亡くなりになった場合の手続き (相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書について)

納税義務者がお亡くなりになって相続が生じた場合は、その納税義務は相続人に承継され、お亡くなりになった後に納めていただく市税がある場合には相続人に納めていただくこととなります(地方税法第9条)。お亡くなりになった方の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を定めた場合は、「**相続人代表者指定届**」に必要事項を記入のうえ、担当課に提出してください(地方税法第9条の2第1項)。

また、固定資産(土地・家屋)の所有者がお亡くなりになった場合、所有者の名義が変更されるまでの間は、当該固定資産の現所有者(相続人等)が納税義務者となりますので、該当する方は、現所有者であることを知った日の翌日から3ヶ月を経過した日までに、その氏名、住所等を「**固定資産現所有者申告書**」により申告していただく必要があります(相模原市市税条例第27条の2)。

なお、これらの届(申告書)により不動産登記簿の所有者が変更されることはありません。相続登記の手続きについては横浜地方法務局へ、相続税の申告については被相続人の死亡時における住所地を所轄する税務署へそれぞれお問い合わせください。

市民税・県民税・森林環境税について	市民税課賦課班 電話042-769-8221
市民税・県民税・森林環境税はその年の1月1日現在の状況に応じて課税しますので、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、納税義務が生じます。その納税義務は相続人に継承され、その年度分の市民税・県民税・森林環境税は相続人に納付していただくこととなります。 なお、相続人となる方は(相続人が複数いる場合は代表者を決めて)「 相続人代表者指定届 」を市民税課に提出してください。	

軽自動車税(種別割)について	市民税課諸税証明班 電話042-769-8297
亡くなられた方に課税されていた原動機付自転車・軽自動車等は、相続人の方に廃車や名義変更等をしていただく必要があります。相続人の方は、必要となる手続きについて市民税課にご確認ください。	

固定資産税・都市計画税について	資産税課賦課班 電話042-769-8223
固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に固定資産(土地・家屋)を所有している人に納めていただくものです。 納税義務者がお亡くなりになって相続が生じた場合は、次の手続きをお願いいたします。 ◆土地・登記されている建物の場合 法務局(登記所)で相続登記をしていただきます。相続登記が完了すると、その内容が市役所へ通知され、手続きが完了した翌年度から課税台帳上の所有者が変更されます。 【相模原市内を管轄する登記所】 横浜地方法務局相模原支局 相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎 電話042-753-2110 ◆登記されていない建物がある場合 「家屋補充課税台帳名義人変更届」(未登記家屋の名義人変更届)を市役所へご提出ください。必要な場合は資産税課家屋評価班(電話042-769-8224)までご連絡ください。名義変更完了の翌年度から、課税台帳上の所有者が変更されます。	

※「**相続人代表者指定届**」と「**固定資産現所有者申告書**」につきましては、どちらも相続人に提出(申告)していただくものであることから、いずれの手続きも行えるよう兼ねた様式となっております。